

東京工業大学附属図書館と一橋大学附属図書館の 相互利用に関する業務申合せ

この申合せは、東京工業大学附属図書館と一橋大学附属図書館の間の相互利用を促進し、利用者サービスの充実のために定める。

(対象業務)

1. 対象とする業務は、現物貸借及び文献複写とする。

(受付処理)

2. 相手館からの相互利用申込みがあった場合は、半日以内に処理するよう努める。

(ドキュメント・デリバリー・サービスの推進)

3. 文献複写に関しては、ドキュメント・デリバリー・サービスの積極的な活用に努め、依頼館は可能な限り文献画像伝送方式を指定する。

4. ドキュメント・デリバリー・サービスを行う際は国立大学図書館協会「ドキュメント・デリバリー・サービスの運用について(申し合わせ)」に準拠するが、必要であれば双方協議の上で別途運用方法を定める。

(利用者サービスの充実)

5. 本申合せに定めるものの他、利用者サービスを充実させるため相互協力に努める。

(有効期間)

6. 本申合せは、平成17年11月1日から実施し、いずれかの図書館から申出のない限り継続する。

平成17年11月1日

東京工業大学学術情報部情報図書館課長

井 上 修

一橋大学学術・図書部学術情報課長

藤 井 明